平成２７年（フ）第２４号
長野県佐久市春日2716番地16
破産者　竹花　　剛
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３０７号
静岡県牧之原市東萩間126番地
破産者　黒田　敏夫
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４３号
静岡市葵区瀬名６丁目３番７号
破産者　西村　英利
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７０号
横浜市港南区日限山３丁目34番20号　コーポ西洗102号、開始決定時住所静岡市葵区古庄４丁目12番43―201号
破産者　藤田　三郎
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７１号
横浜市港南区日限山３丁目34番20号　コーポ西洗102号、開始決定時住所静岡市葵区古庄４丁目12番43―201号
破産者　藤田ことゑ
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９６号
名古屋市天白区池場４丁目208番地　ルーリアンⅠノース　202、従前の住所名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘19棟105号
破産者　森本　光輝
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
名古屋市北区下飯田町１丁目29番地の２、従前の住所名古屋市守山区西川原町37番地
破産者　森　信之助
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
名古屋市北区下飯田町１丁目29番地の２、従前の住所名古屋市守山区西川原町37番地
破産者　森　　洋子
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０３号
名古屋市中村区稲葉地町５丁目32番地　ピオン101号、従前の住所愛知県あま市甚目寺飛殿４番地１　ロフティ甚目寺506号
破産者　竹石　裕治
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８２号
愛知県東海市大田町前田108番地　カーサ・ノワール（Ｂ－２）
破産者　千手　光貴
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５０号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地41棟408号、開始決定時の住所愛知県刈谷市銀座２―32　旭マンション405号
破産者　富永　忠士
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市伊伝居484番地３　コーポ有本２―Ａ、従前の住所兵庫県姫路市神屋町３丁目13番地１　レオパレス神屋町104
破産者　秤　　芳雄
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４９号
奈良市芝辻町４丁目10番地の15
破産者　鷹野洋二郎
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７５８号
広島県東広島市八本松西２丁目15番８号
破産者　今村　信之
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２３号
広島県東広島市西条町下見459番地17
破産者　カルビ大学こと金山憲哲こと　金　憲哲
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５５号
神奈川県秦野市堀西968番地の８、事業所の住所神奈川県秦野市平沢701―14
破産者　関野洋傘店こと　関野　政行
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５６号
神奈川県秦野市堀西968番地の８
破産者　関野みどり
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５４号
新潟県新発田市舟入町１丁目２番３号　Ｂ棟、前住所新潟県新潟市北区すみれ野２丁目19番48号
破産者　佐藤　栄一
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部